

第4回 長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金 募集要項

○受付期間 令和7年10月8日（水）～
令和7年11月12日（水）必着

○申請書の送付先 長崎県 産業政策課
特別高圧電力高騰対策支援 受付係
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL 095（895）2614

○申請書の送付方法 簡易書留又はレターパックでの郵送

※募集要項や申請書は、下記ホームページからダウンロードできますので、
ご利用ください。（長崎県 産業労働部 産業政策課ホームページ）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/tokubetsukouatu4/>

※今回より、中小企業と大企業等で補助単価が異なります。それに伴い、各種
様式が変更となっておりますので、必ず新しい様式をご利用の上、申請くだ
さい。

長崎県産業労働部 産業政策課

1. 事業の目的

エネルギー等物価高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、特別高圧電力受電事業者等を支援し、県内経済の振興を図ります。

2. 補助対象者

以下の全ての項目に該当する特別高圧受電事業者等のうち、別表1に掲げる業種を営む者が対象者となります。ただし、商業施設に入居する事業者等については、商業施設を管理し特別高圧電力の受電を契約している者を補助対象者とします。

- ① 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと
- ③ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- ⑤ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。
- ⑥ 「パートナーシップ構築宣言（下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準における宣言）」を宣言していること

別表1 対象業種（第2条関係）

大分類	対象業種	中小企業基本法上の類型
D	建設業	製造業その他
E	製造業	製造業その他
G	情報通信業のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	サービス業
G	情報通信業のうち 上記以外	製造業その他
I	卸売業、小売業のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）	卸売業
I	卸売業、小売業のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業）	小売業
J	金融業、保険業	製造業その他
K	不動産業、物品賃貸業のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業）	サービス業
K	不動産業、物品賃貸業のうち 上記以外	製造業その他
L	学術研究、専門・技術サービス業	サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）	小売業
M	宿泊業、飲食サービス業のうち 中分類75（宿泊業）	サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業	サービス業

	小分類 7 9 1 (旅行業) 除く	
R	サービス業 (他に分類されないもの)	サービス業

業種分類等は、日本標準産業分類 (令和 5 年 7 月改定) (令和 6 年 4 月 1 日施行) による。

日本標準産業分類 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000890407.pdf)

3. 補助対象経費及び補助額等

補助対象	令和 7 年 7 月から 9 月までの特別高圧電力使用量を対象とする。 ただし、国、県、市町が実施する物価高騰分への支援補助と併用して本交付を受けることはできないものとし、算定時の特別高圧電力使用量に公共施設分や住宅分を含むことはできないものとする。また、消費税相当額は補助対象外となります。																		
補助額	【算定方法】 令和 7 年 7 月から 9 月の電力使用量に補助単価を乗じて得た額と、予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額を補助額とする。 ただし、電力使用量に補助単価を乗じて得た額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 【補助単価及び補助上限額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>期間</th><th>補助単価</th><th>補助上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td><td>令和 7 年 7 月、9 月</td><td>1.0 円/kwh</td><td rowspan="2">-</td></tr> <tr> <td>令和 7 年 8 月</td><td>1.2 円/kwh</td></tr> <tr> <td rowspan="2">大企業等</td><td>令和 7 年 7 月、9 月</td><td>0.5 円/kwh</td><td rowspan="2">通算で 1,000 万円</td></tr> <tr> <td>令和 7 年 8 月</td><td>0.6 円/kwh</td></tr> </tbody> </table>			区分	期間	補助単価	補助上限額	中小企業	令和 7 年 7 月、9 月	1.0 円/kwh	-	令和 7 年 8 月	1.2 円/kwh	大企業等	令和 7 年 7 月、9 月	0.5 円/kwh	通算で 1,000 万円	令和 7 年 8 月	0.6 円/kwh
区分	期間	補助単価	補助上限額																
中小企業	令和 7 年 7 月、9 月	1.0 円/kwh	-																
	令和 7 年 8 月	1.2 円/kwh																	
大企業等	令和 7 年 7 月、9 月	0.5 円/kwh	通算で 1,000 万円																
	令和 7 年 8 月	0.6 円/kwh																	

※今回より、中小企業と大企業等で補助単価が異なります。それに伴い、各種様式が変更となっておりますので、必ず新しい様式をご利用の上、申請ください。

中小企業と大企業等の区別は、「中小企業、大企業等とは」(P4) 及び別表 1 (P2) をご参照ください。

「中小企業、大企業等とは」

○中小企業とは

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に定めるもの（これと同規模の法人を含む）及び
(2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するものを指します。

(1) - 1 中小企業基本法第2条第1項に定めるもの

中小企業基本法 上の類型	中小企業 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※業種ごとに定める資本金の額及び従業員数の双方が、上記基準を超えている場合、大企業となります。

(1) - 2 ただし、次のいずれかに該当するものは、中小企業とみなしません。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの

- ア 事業協同組合
イ 事業協同小組合
ウ 信用協同組合
エ 協同組合連合会
オ 企業組合
カ 協業組合
キ 商工組合
ク 商工組合連合会

○大企業等とは

- ・ (1) - 1 に該当しないもの
- ・ (1) - 2 に該当するもの
- ・ (2) に該当しないものを指します。

4. 交付申請書の受付期間

令和7年10月8日（水）～令和7年11月12日（水）必着

※特段の理由により、申請受付期間に間に合わない場合は事前にご相談ください。

5. 申請手続き等

（1）申請書の送付先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業政策課 特別高圧電力高騰対策支援 受付係 宛

※ 申請書の追跡ができるよう簡易書留又はレターパックで送付ください。

※ 郵便料金は申請者の負担となります。

（2）提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 申請チェックリスト
- ③ 所要額計算書（様式第2号）及び別紙（様式任意、別紙例示あり）
- ④ 特別高圧の使用電力量実績値が分かる書類（電力会社からの請求書等）
- ⑤ 誓約書（様式第3号）
- ⑥ 特別高圧電力を受電していることを確認できる書類（電力（受電）契約書等）
- ⑦ 県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し（令和7年7月1日以降に発行したもの）
- ⑧ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書の写し（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）（令和7年7月1日以降に発行したもの）
- ⑨ 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書など事業実績が分かる書類
- ⑩ 交付申請者が法人の場合は、直近の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、交付申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、住民票等）
- ⑪ パートナースhip構築宣言の写し

※ 以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

(3) 交付決定・交付額確定

審査により内容が適当と認められた場合、「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」を送付いたします。不交付の場合は、「不交付決定通知書（様式第5号）」を送付いたします。

通知書は、補助金交付申請書（様式第1号）でご指定の住所へお送りいたします。採択方法

（交付決定は令和7年12月を予定しております。）

(4) 請求書

「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」を受理後、速やかに「請求書（様式第6号）」を提出してください。

(5) 補助金の支払

請求書を受理後、補助金交付申請書（様式第1号）に記載の振込先に、1～2カ月以内に支払います。

6. その他

(1) 事業等の確認

必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(2) 補助金の経理

交付申請者は、補助事業に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理するとともに、本申請に係る書類一式について、補助事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保管してください。

補助金の全部又は一部を県に返納する必要があることがあります。

【問い合わせ先】

特別高圧電力高騰対策支援 受付係（長崎県産業政策課）

TEL 095（895）2614

FAX 095（895）2579

（受付時間：9：00～17：00（平日のみ））